

## 臨床実習指導者講習会の講義・演習の質問への対応

2019年9月15・16日に国際医療福祉大学で行われた臨床実習指導者講習会で、受講生より上がった質問に関する回答です。その他、指定規則改定に伴う臨床実習に関するQ&Aは日本作業療法士協会のホームページもご参照ください。

<http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2018/10/a8a9c6a523d24da4409328e1616b7b27.pdf>

### 【講義・演習1】

- ・ 通所リハ、訪問リハでの実習を1単位とするが、病院での訪問のみか？  
訪問看護からの訪問でも可能か？  
→通所リハおよび訪問リハに関する実習において、介護保険で指定されている「通所リハビリテーション事業所」「訪問リハビリテーション事業所」でないと認められないという認識である。  
従って、訪問看護ステーションまた精神科デイケアは認められない。  
見学実習、評価実習、総合実習でも上記実習を行うことは可能である。  
また、見学実習として行う場合の指導者の要件は、臨床経験5年以上であれば問題ない。
- ・ 老健での実習は可能となったが、特養などの福祉施設は可能か？  
→指定規則では、2/3以上が医療施設で、そのうち1/2以上は病院・診療所で行う必要がある、従って、この条件をクリアした上で残り1/3で特養でも実習可能。しかし、指導できる作業療法士（臨床実習指導者の資格を有しているもの）がいることが条件。
- ・ 通所リハが認められたが通所介護は可能か？  
→訪問リハ、通所リハによる臨床実習の1単位として通所介護は不可。しかし、上記と同様で残り1/3では可能である。

### 【講義・演習2】

- ・ 身体障害領域以外の精神・発達・在宅の分野、体験チェックシートの作成は可能か？  
→臨床と教育で協力してひとつずつ問題を解決していく必要がある。

- ・ 体験チェックシートを作成するときの指標として、手引きの技能水準は参考になるか？  
→**実習の手引き（2018）には、臨床技能水準とその条件が記載してあるが、参考程度にしてほしい。この水準に関しては、まだ検討課題も多く、OT 協会も見直しをしている段階である。**

【講義・演習 3】

- ・ 学校側で学生から出てきたハラスメントの話は実際に増えてきているのか？  
→**はっきりとした回答は不可。今後、調査すべき案件と考える。**

【講義・演習 7】

- ・ 実習時間は 1 日 9 時間でも良いのか？  
→**1 日原則 8 時間なので、良いとは言えない。45 時間／週で実際の運用上の工夫をしていただきたい。**
- ・ 実習の 45 時間をフレキシブルな時間の使い方はできるか？  
→**指定規則の中には、1 単位 45 時間以内で行うこと、但し、実習以外での 45 時間／週で実際の運用上の工夫をしていただきたい。**

【まとめの質問】

- ・ 地域の 1 週間の実習いかなければならない。  
地域での 1 週間の実習の形態については、各養成校の教育システムによる。  
→**見学実習でもよい。**
- ・ 結婚で姓が変わった時は、どうしたらよいか？（認定証の件）  
→**結婚などで姓が変わった際には、本講習会に関する直接の手続きは不要である。通常の免許の書き換えの手続きのみでよい。（もしも、後々厚労省から何かしら書類の提出を求められた際には対応くださいとのこと。）**

2019/12/3

福岡県作業療法協 教育部

青山 克実(麻生リハビリテーション大学校)

松野 豊(国際医療福祉大学)